

児童育成手当(育成手当)・障害手当(の申請を受け付け)



各手当の支給要件に該当し、平成31年1月1日～令和元年12月31日の所得が制限額未満である場合は、6月分から手当が支給されます。令和2年度の所得制限額は、左下の表のとおりです。

現在受給中の方には、6月上旬に現況届(年度更新の手続きの書類)を送付します。前年度に所得超過などの理由で受給していない方が、今年度該当する場合は、5月中に申請してください。申請について詳しくは、手当・医療助成係へ問い合わせてください。

【各手当の支給要件】

◎**育成手当** 18歳になった後の最初の3月31日までの児童を扶養している父母または養育者で、次のいずれかに該当する方

- *離婚・行方不明などによりひとり親家庭とみなされる
- *父または母に身体障害者手帳1級・2級程度の障害がある

ある

◎**障害手当** 以下のいずれかに該当する20歳未満の方を扶養している父母または養育者

- *愛の手帳1～3程度程度、または、身体障害者手帳1級・2級程度の障害がある
- *脳性まひ、または、進行性筋萎縮症である
- ☆詳しくは、手当・医療助成係 ☎544 4 1 9 3 へ。

▼令和2年度児童育成手当の所得制限額

(平成31年1月1日～令和元年12月31日の所得から社会保険料相当額8万円控除後の額)

扶養人数	所得制限額
0人	360万4000円
1人	398万4000円
2人	436万4000円
3人	474万4000円
4人	512万4000円
5人	550万4000円

※審査の対象は所得(収入金額から必要経費に相当する金額を控除したもの)で、収入ではありません。
 ※医療費控除や寡婦(夫)控除・老人扶養などがある場合、一定額を所得から控除できます。
 ※扶養人数は、地方税法上の数です。

5月の相談

☎は予約制/相談は無料
祝日は休み

開催する相談については、新型コロナウイルスの感染拡大の防止にじゅうぶん配慮したうえで実施します。

相談場所：市役所内相談室/予約は各担当へ。

人権の上 相談 ☎	25日(月)の午後1時30分～4時30分 ※新型コロナウイルス感染症に関する人権問題のみ受け付け 〈広聴担当 ☎544-5122〉
オンブズパー ソン相談 ☎	13日(水)・20日(水)の午前9時～正午、8日(金)・29日(金)の午後1時30分～4時30分 〈オンブズパーソン・人権担当 ☎544-4501〉
精神保健福祉 一般相談 ☎	平日の午前9時～午後5時 〈障害福祉係 ☎544-5111(代)〉

相談場所：アキシマエンス校舎棟/予約は各担当へ。

女性悩みごと 相談 ☎	水曜日の午後1時～4時 〈男女共同参画センター ☎544-5130〉
母子・女性 相談 ☎	平日の午前8時30分～午後5時15分 〈男女共同参画センター ☎519-2277〉
教育・発達 総合相談 ☎	平日の午前9時～午後5時 〈児童発達支援担当 ☎519-2247、 特別支援教育係 ☎519-2290〉
子育て相談	平日の午前9時～午後7時 (受け付けは6時30分まで) 〈子ども家庭支援センター ☎543-9046〉
子ども子育て 利用者 支援相談	月・水・木曜日の午前9時～正午・午後1時～4時30分(受け付けは4時まで) 〈子ども子育て利用者支援ばっけ ☎519-2218〉

相談場所：あいぽく/予約は各担当へ。

助産師 相談 ☎	木曜日の午前9時20分～正午 〈子育て世代包括支援センター ☎543-7303〉
にんしん SOS相談	平日の午前8時30分～午後5時 〈子育て世代包括支援センター ☎543-7303〉
こころといの ちの相談	平日の午前8時30分～午後5時 (予約した方を優先) 〈地域保健係 ☎544-5126〉

その他

男性悩み ごと相談 ☎	20日(水)・27日(水)の午後4時30分～7時30分 ※男性専用電話相談 〈男女共同参画センター ☎544-5130〉
いじめ相談 ホットライン	平日の午前9時～午後5時 〈いじめ専門電話相談ダイヤル ☎543-7633〉
AKISHIMA キッズナー	平日の午前9時～午後6時30分 ※18歳未満の子ども専用電話相談 〈AKISHIMAキッズナー ☎0120-678-044〉
子育て相談	平日の午前8時30分～午後5時 (受け付けは4時45分まで) 〈子育てひろばなしのき(なしのき保育園内) ☎543-6716〉 平日の午前8時30分～午後5時 (受け付けは4時45分まで) 〈子育てひろばはりむこう(旧堀向保育園内) ☎541-2277〉
子ども子育て 利用者 支援相談	平日の午前8時30分～午後5時 (受け付けは4時45分まで) 〈子ども子育て地域支援担当 ☎544-4190〉
消費生活 相談	平日の午前9時～正午・午後1時～4時 ※当面、電話相談のみ 〈消費生活センター ☎544-9399〉
認知症 初期相談	平日の午前8時30分～午後5時15分 〈介護福祉課 ☎544-4148〉
生活相談	平日の午前8時30分～午後5時15分 〈くらし・しごとサポートセンター ☎519-2033〉
法律相談	※弁護士会による電話相談が実施される予定ですので、詳しくは問い合わせを 〈広聴担当 ☎544-5122〉

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、当分の間、次の相談を中止します。再開は、「広報あきしま」や市ホームページでお知らせします。

- *行政相談、交通事故相談、司法書士相談、相続・遺言等暮らしの相談、不動産相談＝広聴担当 ☎544-5122
- *税務相談＝市民税係 ☎544-4122
- *創業ワンストップ窓口相談、あきしま雇用・労働相談＝産業振興係 ☎544-5111(代)
- *ひとり親家庭の相談＝子ども子育て支援課 ☎544-5111(代)
- *育児相談＝子育て世代包括支援センター ☎543-7303
- *保健栄養相談、女性の健康相談＝地域保健係 ☎544-5126
- *心配ごと相談、福祉法律相談＝社会福祉協議会 ☎544-0388